

矢板市森づくりビジョン



「森林」は、森（樹木が多く生い茂っているところ）と、林（樹木が多く立ち並んでいるところ）のほか、生物や土壌を含めた幅広い意味を有しています。

矢板市の「森」という言葉には「森林」という意味を込めており、矢板市は「森林づくり」を森林所有者や市民をはじめとする関係者の皆様と共に積極的に推進していきます。

令和6年2月

栃木県矢板市



高原山の麓に広がる矢板市は、市の総面積の 57%を森林が占め、豊かな森林資源に恵まれ、かつては東京首都圏への木材供給拠点として栄えた歴史があり、県内屈指の林業先進地であります。

このような状況において、平成 30 年度から 5 年間、林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業のモデル地域に選定され、皆伐再造林を主軸に、戦後植林されたスギ・ヒノキの人工林の若返りを図るとともに、伐採された丸太を安定的に流通する体制を構築することにより、資源の循環利用を推進してまいりました。

この取組が契機となり、森林の役割として、水源涵養や土砂流出防止、木材生産などの多面的機能の発揮はもちろんのことですが、時代の変化とともに、生物の多様性や資源の利活用、炭素吸収源、さらには花粉症対策など、それぞれのニーズに応じた森林づくりが重要であると受け止めまして、そこで、令和 5 年 10 月 1 日に「矢板市森づくり条例」を制定いたしました。この条例では、森林づくりに関する基本理念と、市の責務及び森林所有者・市民・関係事業者等それぞれの役割を明確にし、矢板市の豊かな森林を次世代へ継承することを目的としています。

本ビジョンは、森づくり条例に則り、森林の適正な整備及び保全に努め、木材の利用の拡大を図り、市民との協働による森林資源を生かした魅力あるまちづくりを実現していくものです。

皆様におかれましては、本ビジョンの趣旨をご理解いただき、積極的に取組を進めていただくようお願い申し上げます。

結びに、本ビジョンの策定にあたりまして、矢板市森づくり協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 2 月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目次

1. はじめに	1
(1) 森づくりビジョン策定の目的	1
(2) 森づくりビジョンの位置付け	1
(3) 森づくりビジョンの期間	3
(4) 森づくりビジョンの推進体制	4
2. 矢板市の森林の現状と課題	7
(1) 森林の現状	7
(2) 森林資源の現状と課題	10
3. 基本理念	12
(1) 森づくりの3つの理念	12
(2) 目指す姿	12
4. 森づくりの基本的な施策	14
(1) 市民生活の安全・安心の基盤となる森林	14
(2) 生物の多様性に配慮した森林	14
(3) 林業・木材産業の振興	15
(4) 森林資源を生かしたまちづくり	15
5. 進捗管理	17
6. 用語集	18
《参考資料》	21
(1) 森づくりに関する条例・規則・要綱	21
(2) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプラン策定経過	28
(3) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプラン策定体制	29

1. はじめに

(1) 森づくりビジョン策定の目的

矢板市の森林①は、市の総面積の約57%を占めており、土砂災害の防止や水源かん養②、生物多様性の保全、保健・レクリエーション、地球温暖化防止、更に木材等の生産など、多面的機能を有しており、市民共有の大切な財産となっています。

このような多面的機能は、森林が健全な状態に保たれることによって発揮され、中山間地域のみならず、市内全域の市民生活にも安らぎと潤いをもたらしています。

しかしながら、近年は、林業③の担い手の高齢化や後継者不足等により、管理が不十分な森林が増えている状況にあります。

また、脱炭素社会④への取組として炭素吸収源である森林による地球温暖化防止を推進することに加え、再生可能エネルギー⑤施設や盛土規制⑥など、森林に関する環境問題に対する意識の高まり、土砂流出防止や洪水軽減などの多面的機能の発揮など、森林が担う重要な役割が再認識されてきています。

このような中で、市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る森林づくりを行いつつ、森林資源の伐採、造林、利活用といった循環により、地域の産業として持続する施策による地域活性化を図り、次世代へ豊かな森林を継承することを目的に条例を制定しました。

森づくりビジョンは、高原山の豊かな森林資源に恵まれた矢板市が、人と森林の共生を意識して、森林資源を生かした魅力ある地域を目指すために策定します。

(2) 森づくりビジョンの位置付け

矢板市は、令和5年10月1日「矢板市森づくり条例」を制定し、基本理念を掲げ、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「森づくりビジョン」及び「森づくりアクションプラン」を策定します。

*矢板市森づくり条例抜粋

(森づくりビジョン)

第17条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本構想（以下「森づくりビジョン」という。）を策定するものとする。

2 森づくりビジョンには、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森づくりに関する目標及び基本方針
- (2) 森づくりに関する施策の基本となる事項
- (3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、必要があると認めるときは、森づくりビジョンを変更することができる。

4 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更に当たっては、森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業等事業者等の意見を聴くものとする。

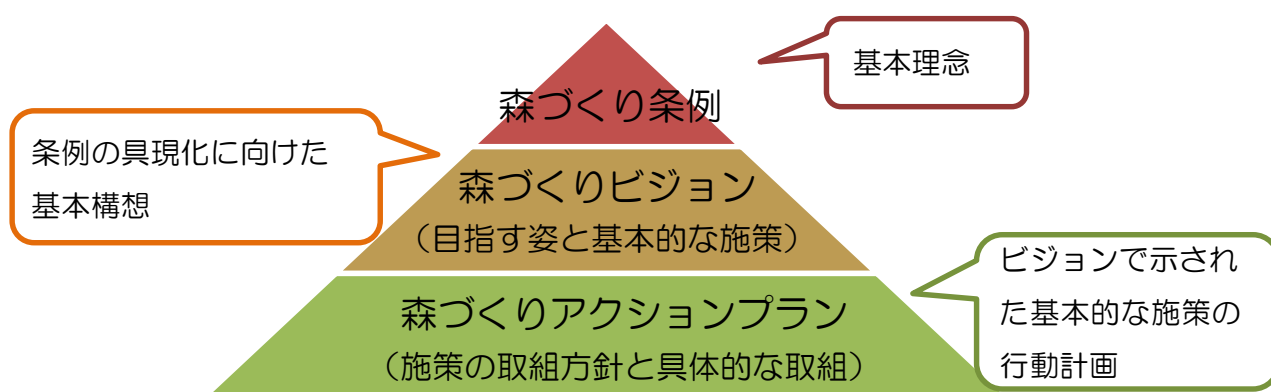
5 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更をしたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(森づくりアクションプラン)

第18条 市長は、森づくりビジョンを実現するための行動計画（以下「森づくりアクションプラン」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

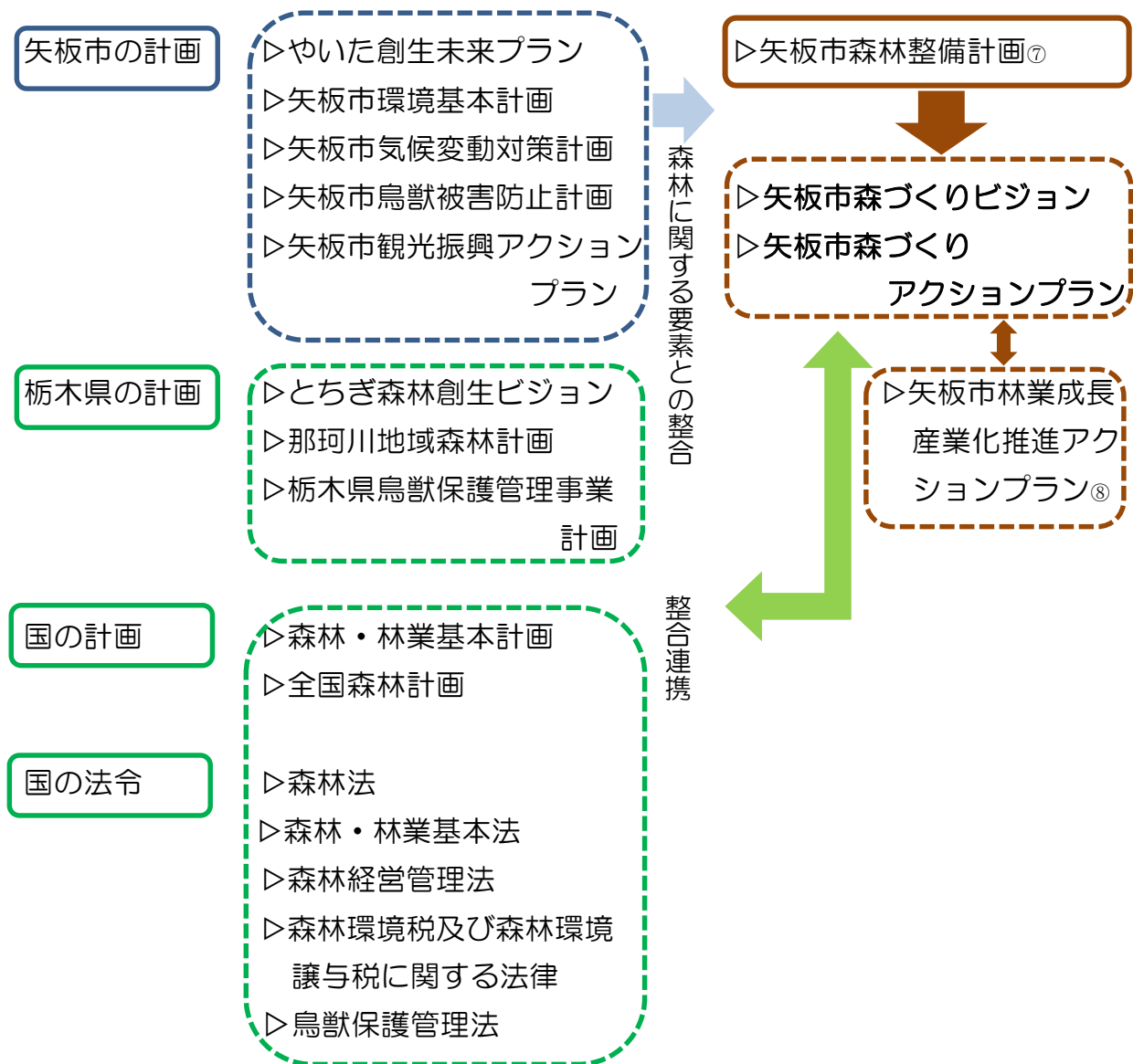
2 市長は、森づくりに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、森づくりアクションプランを変更するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくりアクションプランの策定及び変更について準用する。



森づくりビジョンで示す施策の推進に当たっては、矢板市の他分野の計画に含まれる「森林」に関する要素と整合性を図りながら、本ビジョンの施策を進めていきます。加えて、国や県等が示す林務行政に関する各種の施策方針との整合性も図っ

ていきます。



(3) 森づくりビジョンの期間

① 森づくりビジョン

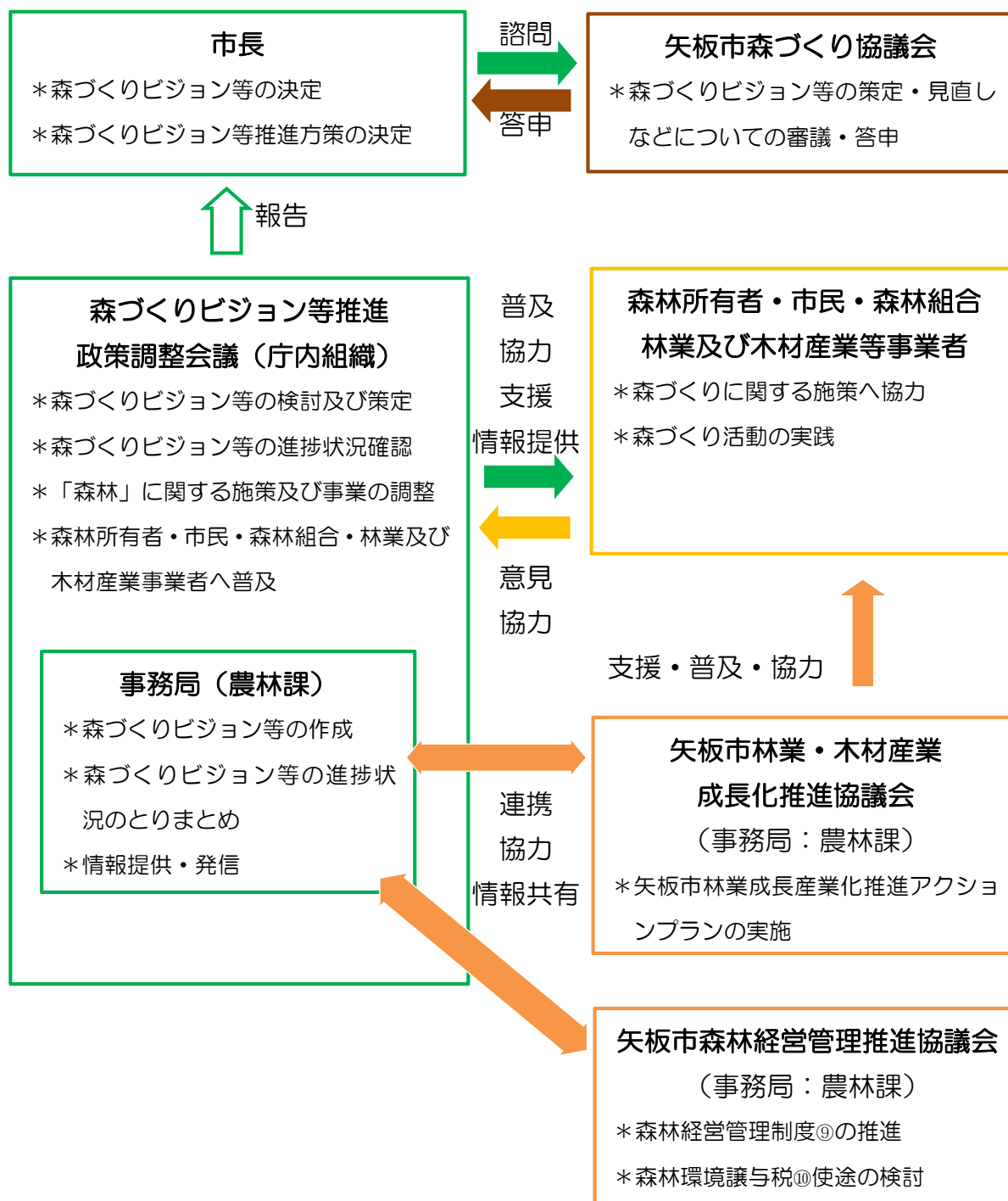
森づくりビジョンでは、矢板市の森林のおおむね 10 年後の目指す姿（将来像）や、その達成に向けての基本的な施策を示します。

② 森づくりアクションプラン

森づくりアクションプランでは、森づくりビジョンで示す目指す姿（将来像）を実現するためのおおむね 5 年間の行動計画を示します。

(4) 森づくりビジョンの推進体制

森づくりビジョンは、森づくりアクションプランと関連して一体となって推進します。



● 矢板市森づくり協議会

市長から諮問された森づくりビジョン及び森づくりアクションプラン（「森づく

りビジョン等」という。)の策定・変更などについて審議及び答申を行います。また、森づくりビジョン等推進に対する専門的知見から、森づくりビジョン等推進政策調整会議が作成した報告書について評価や意見・提言を行います。

● 森づくりビジョン等推進政策調整会議

庁内での森づくりビジョン等の基本施策の検討を行うとともに、森づくりビジョン等の進捗状況を把握・整理し、森づくりに関する取組方針・事業の調整を行います。また、森づくりビジョン等の策定・変更に当たって原案を作成します。

● 森づくりビジョン等推進政策調整会議事務局（農林課）

森づくりビジョン等の策定・変更・進捗状況などについて、庁内各課から情報を収集・整理して取りまとめ、森づくりビジョン等推進政策調整会議での確認・評価と改善策の検討を行います。その結果を矢板市森づくり協議会に報告するとともに、市の公式ホームページなどで公表します。

● 森林所有者・市民・森林組合・林業及び木材産業等事業者

それぞれの役割は、矢板市森づくり条例に示しています。

*矢板市森づくり条例抜粋

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。

3 森林所有者は、森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組

むよう努めるものとする。

2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めるものとする。

3 森林組合は、森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業及び木材産業等事業者の役割)

第8条 林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は、森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

● 矢板市林業・木材産業成長化推進協議会（H30.7.5 設置）

市内の素材生産事業者や製材加工事業者、市が構成員、国県の関係機関がアドバイザーで組織されています。本協議会は、矢板市が林野庁の「林業成長産業化地域創出モデル事業^⑩」に平成30年度に選定され、令和4年度までの5年間、地域の林業成長産業化にかかる事業について、実施主体となり取り組みました。森づくりビジョン等の林業・木材産業にかかる施策の取組と連携を図り、森林所有者・市民・森林組合・林業及び木材産業等事業者へ支援・普及・協力を行います。

● 矢板市森林経営管理推進協議会（R2.7.1 設置）

市内の素材生産事業者や製材加工事業者、市、国県の関係機関で組織され、森林経営管理制度（森林経営管理法・H31.4）の運用や森林環境譲与税（H31.4 創設）の用途の検討を行います。森づくりビジョン等の施策の取組と連携を図ります。

2. 矢板市の森林の現状と課題

(1) 森林の現状

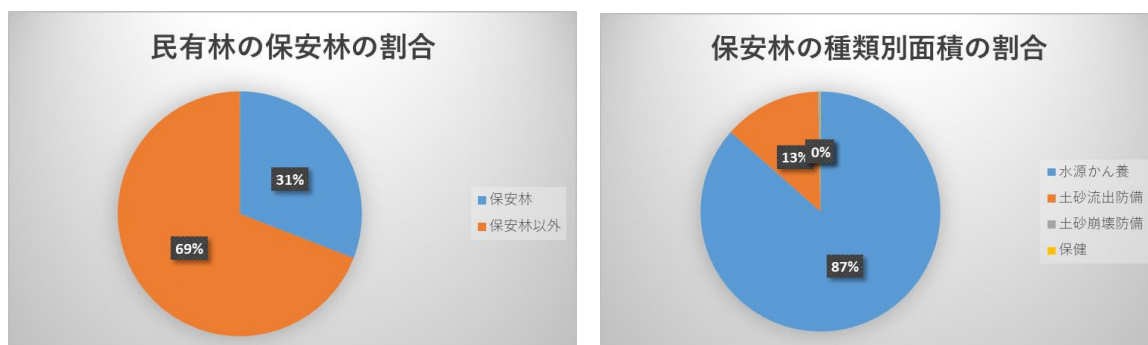
矢板市は栃木県の北東部に位置し、県都の宇都宮市から 32.3 km、東京から 141.8 km の距離にあり、東西約 11.6 km、南北約 24.2 km で、ほぼ長方形をなして、総面積は 17,046ha です。

地理的にみると、北部は、高原山へ続く森林地帯で、市の東西方向は、なだらかな丘陵地となっており、市の中南部を、箒川、内川、荒川が貫流し、肥沃な田園地帯を形成しています。

矢板市の森林は、その歴史を「ふるさと矢板のあゆみ（平成元年・矢板市発行）」でみると、矢板市北部の高原山麓はかつて、官有地（国有林）でありました。その後、その一部については、民間の会社や栃木県に払下げが行われました。

現在の矢板市の国有林・民有林（県有林・公有林・私有林を含む）の分布は、北部の山間部は、国有林と民有林が混在し、南部の平野部は民有林となっています。

民有林のうち 31% が保安林^⑫に指定されており、その種類別では、水源かん養保安林が 87% と最も多く、急傾斜地での土砂流出防備保安林は 13% で、北部（泉地区）を中心に分布しています。



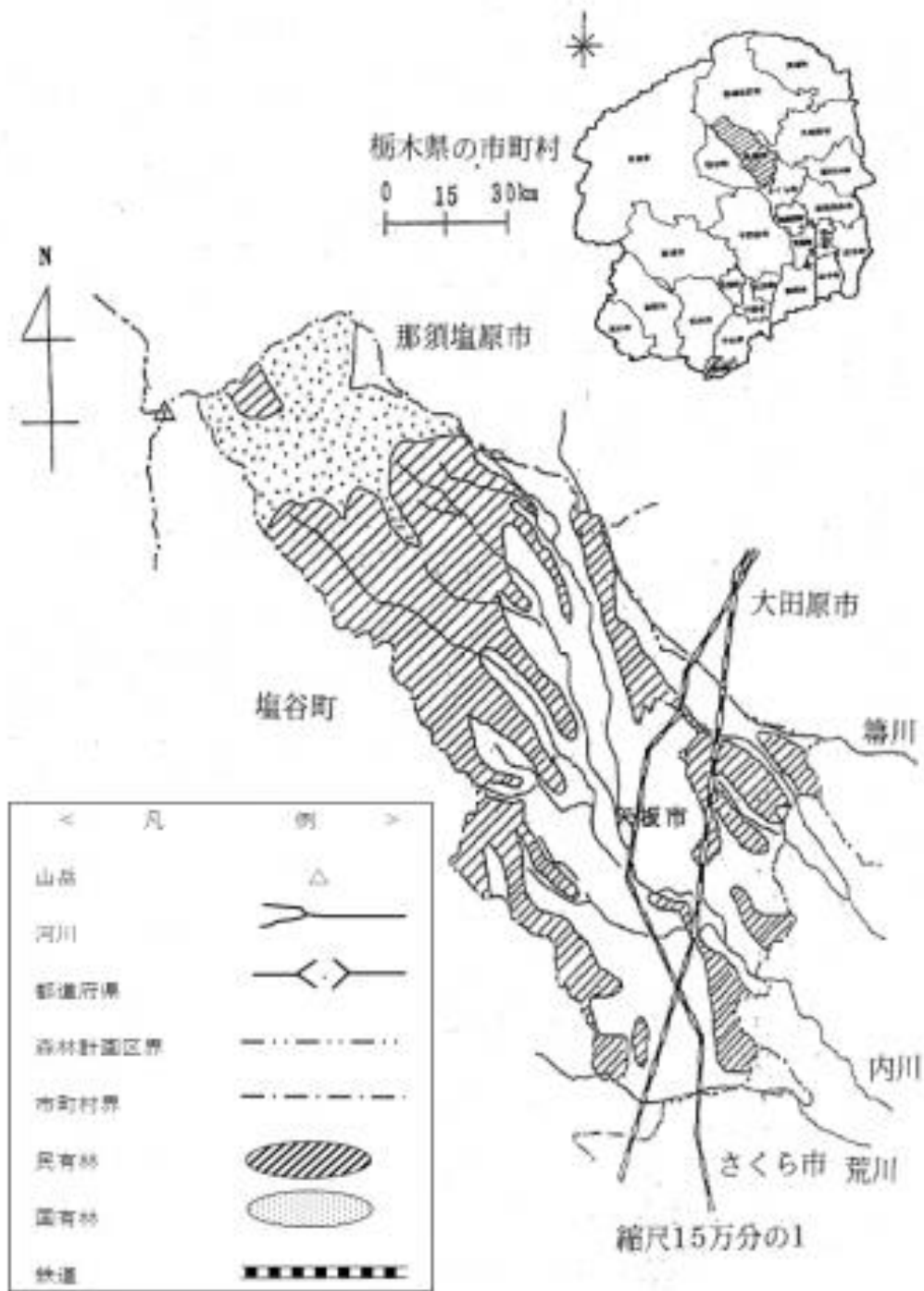
また、北部は、ブランド材「たかはら材」の産地で、スギ・ヒノキを中心とする林業生産の中心にもなっています。

西部（矢板地区）は、傾斜が緩く、スギ・ヒノキを主体に伐採・搬出・再造林^⑬といった林業の適地となっています。

南部（片岡地区）は、里山林^⑭が中心となっています。

以上のように、矢板市の森林には、安全安心な生活に寄与する保安林、産業として木材を生産する森林、生活に密接する里山林が存在し、これらには、生物多様性の保全やレクリエーション機能などもあり、それぞれの調和を図りつつ、いずれも適正な森づくりが必要です。

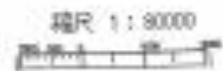
《矢板市の国有林と民有林》



樹木長 矢板市森林クラウド
《矢板市の民有林の植生図》



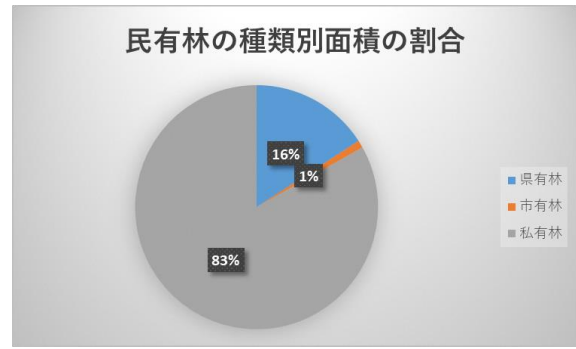
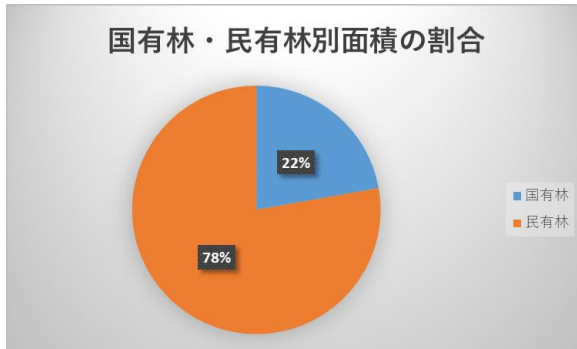
民有林の多くは、林業に適したスギ・ヒノキ林で、北部（主に県有林）と南部（平野部）では広葉樹が分布しています。



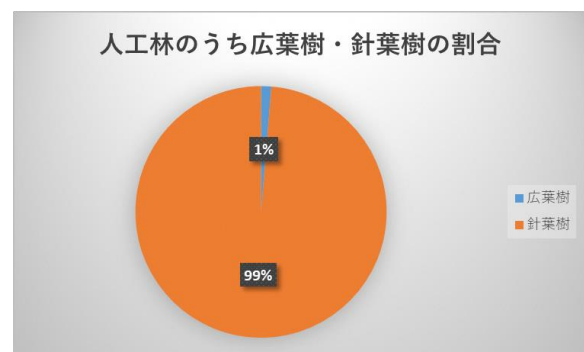
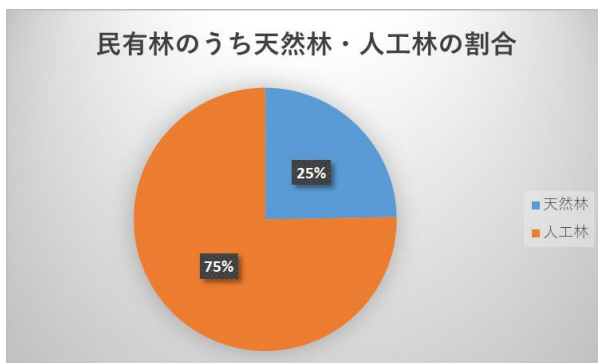
(2) 森林資源の現状と課題

矢板市の森林面積は、約 9,700ha で市の総面積の 57%を占めています。

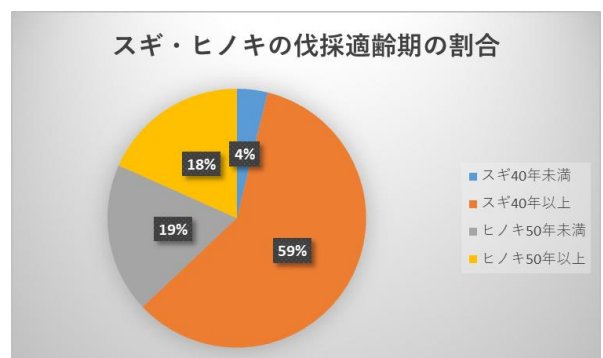
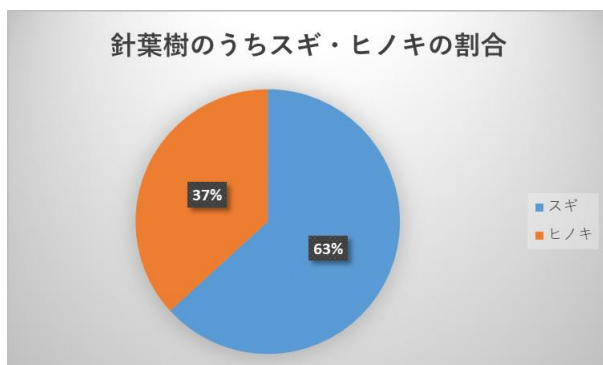
矢板市にある森林のうち、民有林が全体の 78%を占め、民有林のうち、個人所有の私有林が 83%、県有林は 16%、公有林（市有林）は 1%未満になっています。



民有林のうち天然林^⑮と人工林^⑯の割合は、天然林が 25%、人工林が 75%で、人工林の 99%がスギ・ヒノキを中心とする針葉樹となっています。

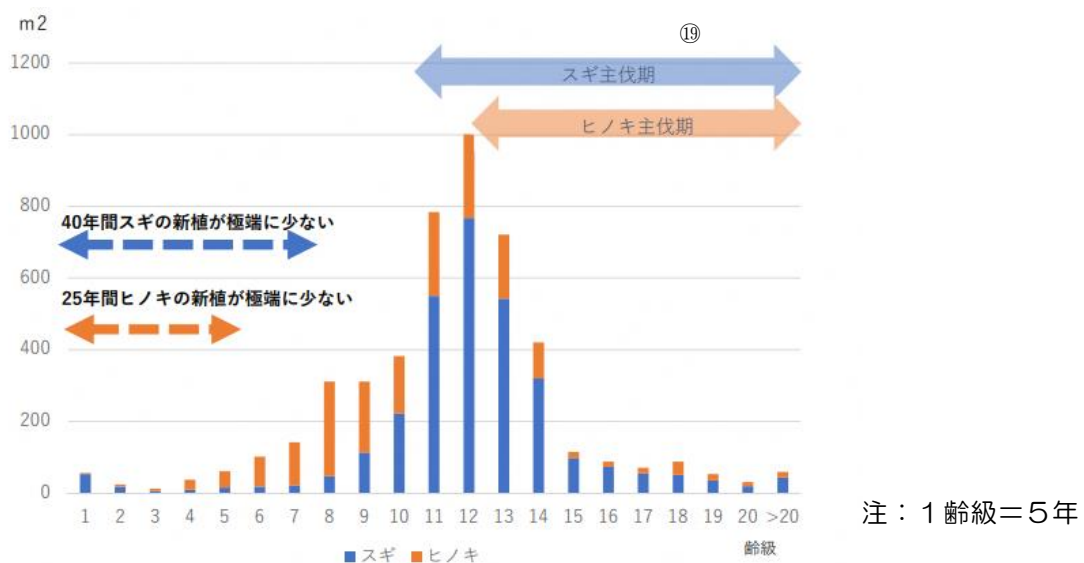


針葉樹のうち、スギ・ヒノキの割合は、スギが 63%、ヒノキが 37%で、また、スギの成熟した林齢 40 年以上、ヒノキの成熟した林齢 50 年以上の林業に適した木材資源は、スギ・ヒノキを合わせて全体の 77%となっています。



林業に適したスギ・ヒノキ人工林の面積を、齢級別に見ると、スギは、林齢 60 年前後が多く、林齢 40 年未満が極端に少なくなっています。ヒノキは林齢 40 年から 65 年まではほぼ同等で、林齢 25 年未満が、極端に少なくなっています。

このことから、矢板市の森林資源の状況は平準化が図られているとは言い難く、主に成熟したスギの人工林の皆伐再造林^⑰を行い森林の若返りを図りつつ、産出された木材を有効活用するといった森林資源の循環利用^⑱（植える、育てる、伐る、上手に使う）を進めていく必要があります。



皆伐再造林については、森林の立地条件等により、木材利用を目的とした森林（生産林）とするか、環境に配慮した森林（非生産林）とするか考慮する必要があります。

また、伐採された木材が安定的に建築材等に利活用される体制も必要です。

皆伐再造林は、バランスよく計画的に進めていく必要があります。

3.基本理念

(1) 森づくりの3つの理念

矢板市森づくり条例では、市の責務、森林所有者・市民・林業及び木材産業等事業者・関係行政機関の役割を明確にし、基本理念を示しています。

*矢板市森づくり条例抜粋

(基本理念)

第3条 森づくりは、市、森林所有者、市民その他森林に関わる全ての者が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりと一体となった森づくりを推進すること。

(2) 目指す姿

3つの理念を念頭に、4つの目標を定め、それぞれの調和を図りながら、森林資源を生かした地域を目指し、矢板市の森づくりを進めていきます。

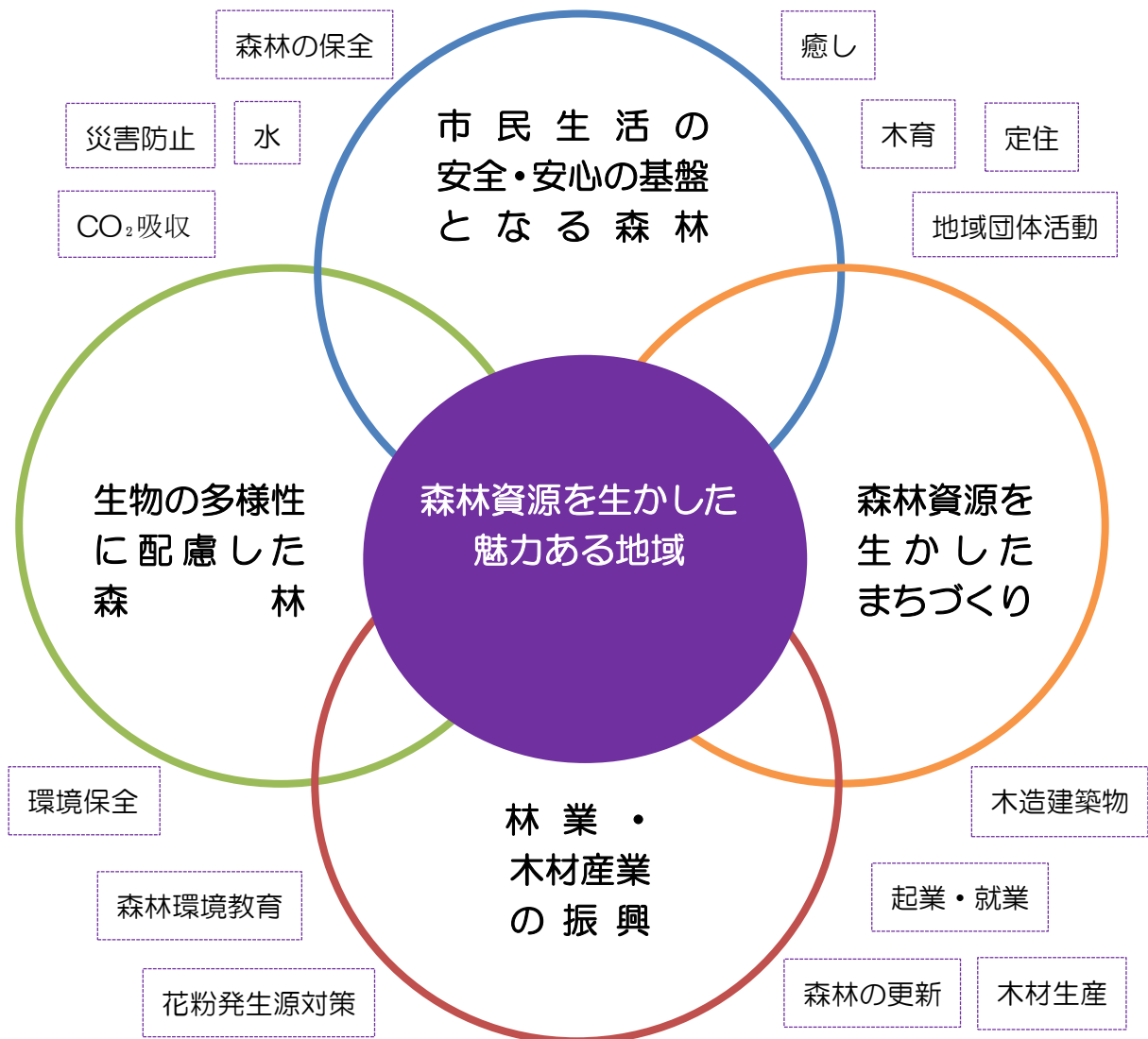
(1) 市民生活の安全・安心の基盤となる森林

(2) 生物の多様性に配慮した森林

(3) 林業・木材産業の振興

(4) 森林資源を生かしたまちづくり

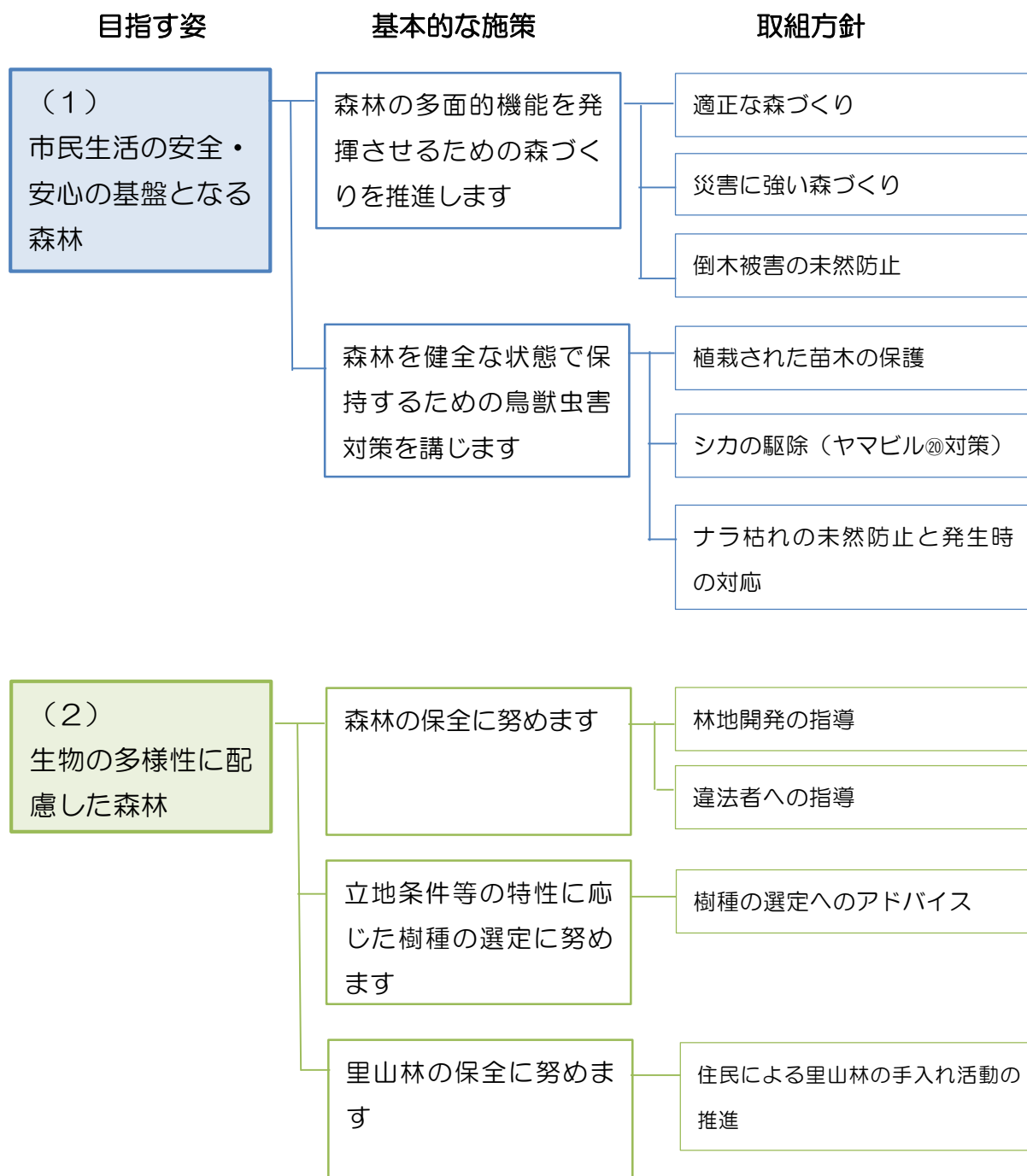
4つの目指す姿それぞれの目的に合った健全な森づくりは、森林の立地などの状況により、それぞれ重視するところは異なりますが、目的達成の過程においては、森林の役割が相互に重なり合っています。

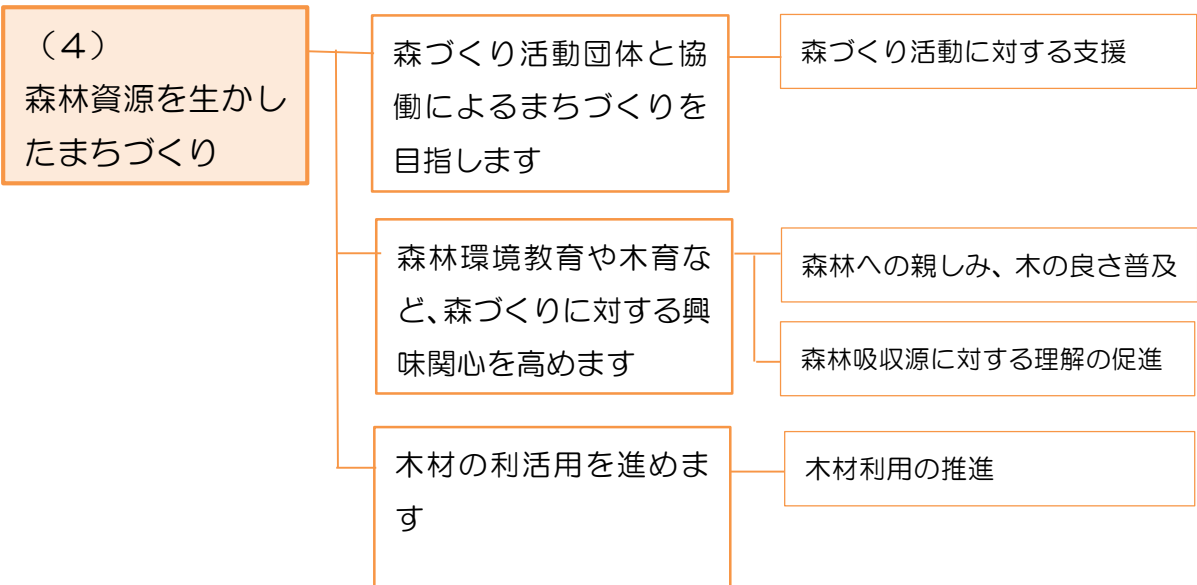


高原山の豊かな森林は、その存在により従来から多面的機能が発揮されてきている中で、時代の変化とともに、生物の多様性や森林資源の利活用、炭素吸収源としての森林への意識が高まっています。それぞれのニーズにあった4つの目指す姿に対応する森づくりを行い、人と森林が共生する地域を目指します。

4. 森づくりの基本的な施策

基本的な施策の推進体系図は次のとおりです。



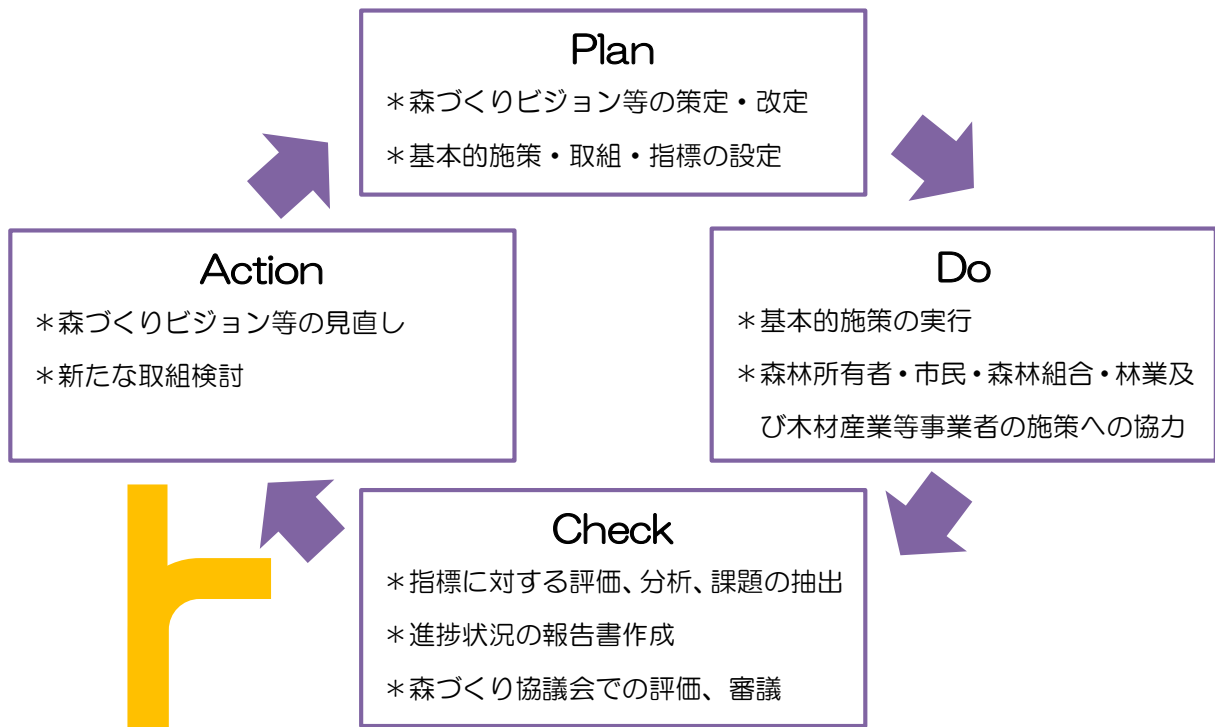


高原山



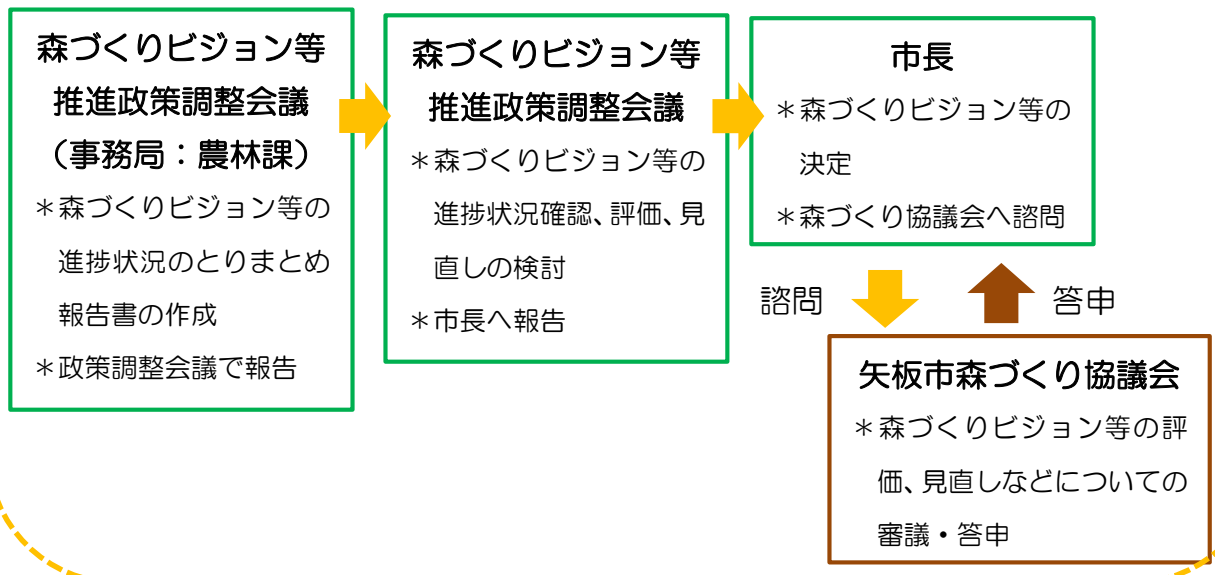
5. 進捗管理

森づくりビジョン等について、毎年度、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、基本的な施策の確実な実行を図っていきます。また、指標に対する評価、分析を行い、各種取組の課題の抽出、見直しと必要に応じて新たな取組を検討し、レベルアップに努めていきます。



Check・Actionの流れ

森づくりビジョン等の進捗状況確認、評価、分析、見直しを行うため、数値や費用対効果だけでなく、数値では表せない成果についても把握、分析を行う必要があります。



6. 用語集

① 森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林。次のとおり定義している。

- 1.木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 2.前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

② 水源かん養

森林が水資源を蓄え、渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給する働きをいう。

③ 林業

木を植え、育った木を伐って木材を生産する産業。きのこや炭などの生産も含まれる。なお、木材産業は、山や林・森から切り出した木を用途に応じて加工する産業のこと。

④ 脱炭素社会

脱炭素社会（カーボンニュートラル）とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を実質0に抑える社会のことをいう。

⑤ 再生可能エネルギー

枯渇することなく永続的に利用できるエネルギーのことで、同時に温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「大気中の熱、その他の自然界に存在する熱」「バイオマスエネルギー」のことをいう。

⑥ 盛土規制

宅地造成、盛土、土石の堆積による崖崩れや土砂の流出などによる災害を防止するための措置と規制。これを定めた法律のことを盛土規制法という。

⑦ 森林整備計画

地域森林計画の対象となる民有林が存在する市町村が、5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な

考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森づくりの構想のこと。

⑧ 矢板市林業成長産業化推進アクションプラン

林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業^⑩の一環で、実施主体である矢板市林業・木材産業成長化推進協議会が、木材生産に適した林地において、持続的、安定的に木材を生産できるような構造となること、また、持続可能な産業構造を持った林業及び木材産業となることを目指し、令和3年3月に策定されたプランのこと。

⑨ 森林経営管理制度

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。

⑩ 森林環境譲与税

市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

⑪ 林業成長産業化地域創出モデル事業

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、地域の川上から川下までの関係者が連携して森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組のこと。平成29年度に「林業成長産業化地域創出モデル事業」を創設し、こうした取組を行う地域を林業成長産業化地域として選定して（平成29年度：全国で16地域、平成30年度：全国で12地域）、優先的に支援し、優良事例を創出するとともに、全国への横展開を図り、林業の成長産業化を推進する。

⑫ 保安林

水源かん養などの特定の公益的機能を発揮するため、農林水産大臣または都道府県

知事によって指定される森林のことをいう。伐採や土地の形質変更が制限される。

⑬ 造林

目的をもって人の手によって森林を造ることをいう。

⑭ 里山林

人里近くに広がり、昔から人々が利用してきた山（森林）のこと。

⑮ 天然林

自然に生成した森林のこと。

⑯ 人工林

人の手によって、造成した森林のこと。

⑰ 皆伐再造林

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、植林して森林にする方法をいう。

⑱ 森林資源の循環利用

木材を有効利用することにより、「植える→育てる→伐る→上手に使う」という森林のサイクルがうまく循環すること。これにより、林業の生産活動が活発になるとともに、森林の多面的機能も十分に発揮されるようになる。

⑲ 主伐期

成熟した林齢での更新（必ず植える）を伴う伐採をする時期のこと。

⑳ ヤマビル

ヤマビルは、日陰の湿った環境を好み、山林内の暗くて落葉が堆積しているところに生息し、野生生物（ニホンジカやイノシシなど）や人間などに付着して吸血する生物である。ヤマビルは、付着した野生生物とともに移動するため、生息域は拡大傾向にあり、山間地域における農林業従事者や観光客などを中心に、ヤマビルによる吸血被害が多発生している。

《参考資料》

(1) 森づくりに関する条例・規則・要綱

●矢板市森づくり条例

矢板市森づくり条例

令和5年9月21日

矢板市条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、森づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに森林所有者、市民、森林組合及び林業及び木材産業等事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 多面的機能 木材その他の林産物の生産及び供給、土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (4) 人工林 植栽、種まき又は挿し木により成立した森林（伐採跡地を含む。）をいう。
- (5) 天然林 人工林以外の森林をいう。
- (6) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 森林組合 市内に所在する森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合をいう。
- (9) 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の

生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、市、森林所有者、市民その他森林に関わる全ての者が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりと一体となった森づくりを推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、県及び他の地方公共団体その他公共的団体等（以下「関係機関等」という。）との連携及び協力を図るものとする。

（森林所有者の役割）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

- 2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 森林所有者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識するとともに、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組

むよう努めるものとする。

2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めるものとする。

3 森林組合は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
(林業及び木材産業等事業者の役割)

第8条 林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
(森林の把握)

第9条 市は、関係機関等、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現況の把握及び境界の明確化、台帳の整備等に必要な措置を講ずるものとする。
(森林の適正な整備及び保全)

第10条 市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため、造林、保育その他の必要な措置を講ずるものとする。
(木材の利用の拡大)

第11条 市は、木材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。
(まちづくりと一体となった森づくり)

第12条 市は、森林資源を生かしたまちづくりを推進するため、森づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援、都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
(協働による森づくり)

第13条 市は、市民との協働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を問わず、森づくりに関する活動への支援、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民による森づくりに関する活動を行う団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。
(森づくりの担い手の育成)

第14条 市は、関係機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を

図るため、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

(森林環境教育及び木育の推進)

第15条 市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育及び木育を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第16条 市は、市民に対して、森づくりに関する意識を醸成するため、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

(森づくりビジョン)

第17条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本構想（以下「森づくりビジョン」という。）を策定するものとする。

2 森づくりビジョンには、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森づくりに関する目標及び基本方針
- (2) 森づくりに関する施策の基本となる事項
- (3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、必要があると認めるときは、森づくりビジョンを変更することができる。

4 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更に当たっては、森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業等事業者等の意見を聴くものとする。

5 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更をしたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(森づくりアクションプラン)

第18条 市長は、森づくりビジョンを実現するための行動計画（以下「森づくりアクションプラン」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 市長は、森づくりに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、森づくりアクションプランを変更するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくりアクションプランの策定及び変更について準用する。

(財政上の措置)

第19条 市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森づくり協議会)

第20条 森づくりを推進するため、矢板市森づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプランの策定及び変更に関する事項
 - (2) 森づくりに関する基本的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 森林所有者
 - (3) 市民
 - (4) 森林組合
 - (5) 林業及び木材産業等事業者
 - (6) 関係機関等の職員
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

●矢板市森づくり協議会規則

矢板市森づくり協議会規則

令和5年9月21日

矢板市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市森づくり条例（令和5年矢板市条例第 号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、矢板市森づくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員)

第5条 協議会に、必要があるときは、専門の事項を調査審議するために、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるもとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

●矢板市森づくりビジョン等推進政策調整会議設置要綱

矢板市森づくりビジョン等推進政策調整会議設置要綱

(設置)

第1条 矢板市森づくりビジョン及びアクションプラン（以下「ビジョン等」という。）の策定、進捗状況の確認、森づくりに関する施策の調整その他ビジョン等の推進に関して必要な事項を協議するため、矢板市森づくりビジョン等推進政策調整会議（以下「政策調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 政策調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョン等の検討及び策定に関すること。
- (2) ビジョン等の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 森づくりに関する施策及び事業の調整に関すること。

(4) 森づくりに関する森林所有者、市民及び事業者への普及及び啓発に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ビジョン等の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 政策調整会議の組織は、庁議の構成員をもってこれに充てる。

2 政策調整会議は、必要に応じて市長が招集し、市長が議長となる。ただし、市長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名した者がその職務を代理する。

3 政策調整会議の議事は、構成員の合議により決するものとする。

4 政策調整会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 政策調整会議における所掌事務の調整を行うため、政策調整会議に幹事会を置き、調整会議の構成員をもってこれに充てる。

2 幹事会は、必要に応じて農林課長が招集し、農林課長が議長となる。ただし、農林課長に事故があるときは、あらかじめ農林課長が指名した者がその職務を代理する。

3 幹事会の議事の結果は、政策調整会議に報告するものとする。

4 幹事会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 政策調整会議の庶務は、農林課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、政策調整会議の運営に関し必要な事項は、政策調整会議が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

(2) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプラン策定経過

年	月 日	内 容
令和5年	10月 1日	矢板市森づくり条例の制定
	10月 1日	矢板市森づくり協議会規則の制定
	10月11日 ～ 30日	矢板市森づくり協議会委員の募集（市民公募委員）
	10月30日	矢板市森づくり等推進政策調整会議設置要綱の制定
	11月 2日	矢板市森づくり等推進政策調整会議幹事会（第1回）
	11月13日	矢板市森づくり等推進政策調整会議（第1回）
	11月16日	矢板市森づくり協議会委員の委嘱
	11月16日	矢板市森づくり協議会へ諮問
	11月16日	矢板市森づくり協議会（第1回）
	11月27日	矢板市森づく等推進政策調整会議（書面開催）
	12月 1日	矢板市森づくり協議会（第2回）
令和6年	12月8日 ～ 1月 9日	矢板市森づくりビジョン(案)及び森づくりアクションプラン(案)に関するパブリックコメント
	1月12日	矢板市森づくりビジョン(案)及び森づくりアクションプラン(案)調整会議報告
	1月25日	矢板市森づくりビジョン(案)及び森づくりアクションプラン(案)庁議報告
	1月29日	矢板市森づくり協議会から答申
	2月 5日	全員協議会報告

(3) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプラン策定体制

●矢板市森づくり協議会委員名簿（矢板市森づくり条例第20条関係）（敬称略）

	委員（所属）	氏名	備考
1	学識を有する者（宇都宮大学名誉教授）	谷本丈夫	会長
2	森林所有者	佐野幸隆	副会長
3	市民（公募）	室井拓也	
4	市民（公募）	荒川真理子	
5	市民（市議会）	宮本莊山	
6	森林組合（たかはら森林組合）	村山博充	
7	林業事業者（高原林産株式会社）	白石盛人	
8	木材産業事業者（株式会社トーセン）	宮川俊哉	
9	関係機関（塩那森林管理署）	金澤裕子	
10	関係機関（矢板森林管理事務所）	亀山雄搾	

●矢板市森づくり等推進政策調整会議（設置要綱第3条関係）（氏名略）

	職名	備考
1	市長	議長
2	副市長	
3	教育長	
4	総合政策部長	
5	総務部長	
6	健康福祉部長	
7	市民生活部長	
8	経済部長	
9	建設部長	
10	議会事務局長	
11	教育部長	
12	上下水道事務所長	

●矢板市森づくり等推進政策調整会議幹事会（設置要綱第4条関係）（氏名略）

	課 名	職 名	備 考
1	秘書広報課	課 長	
2	税務課	課 長	
3	高齢対策課	課 長	
4	子ども課	課 長	
5	健康増進課	課 長	
6	市民課	課 長	
7	農林課	課 長	議長
8	商工観光課	課 長	
9	都市整備課	課 長	
10	地籍調査課	課 長	
11	出納室	室 長	
12	教育総務課	教 育 監	
13	生涯学習課	課 長	
14	監査委員事務局	局 長	
15	下水道課	課 長	
16	総合政策課	課長補佐	
17	総務課	課長補佐	
18	総務課	人事担当 GL	
19	総務課	財政担当 GL	
20	社会福祉課	課長補佐	
21	生活環境課	課長補佐	
22	農林課	課長補佐	
23	建設課	課長補佐	
24	議会事務局	局長補佐	
25	教育総務課	課長補佐	
26	水道課	課長補佐	

矢板市森づくりビジョン

令和6年2月

矢板市 経済部 農林課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

電話 0287-43-6210